

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 7 日

大分地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 柳 田 志 津

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 26 日から 令和 7 年 9 月 2 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 大分地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 大分地方裁判所民事部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801 番 54 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 14.94 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801 番 117 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 28.36 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801 番 118 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 188.07 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 1801 番地 118、1801 番地 117 |
| | 家屋 番号 | 1801 番 118 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 71.96 平方メートル
2 階 43.32 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 7月 7日

大分地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 柳 田 志 津

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3】

地役権

範 囲 全部

要役地 大分郡挾間町大字鬼崎字向原2045番1

設定日 昭和61年6月2日

- 目 的
- 1 電線路(支持物を除く)を施設、保持し、その架設保守のため土地に立入ること
 - 2 (1) 電線路に支障となる竹木の植栽、土地のかさ上げ、または掘削しないこと
 - (2) 最下垂時における電線から3・6メートルの範囲内に入る建造物の築造をしないこと
 - (3) 建造物の上部造営材に可燃性の建築材料を用いないこと
 - (4) 火災の際に爆発を生じたり、災害が拡大し易いようなものを建造物内に貯蔵しないこと
 - (5) その他電線路に支障となる一切の行為をしないこと

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。



5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801番54 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 14.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801番117 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 28.36平方メートル |
| 3 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801番118 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 188.07平方メートル |
| 4 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 1801番地118、1801番地117 |
| | 家屋 番号 | 1801番118 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 71.96平方メートル
2階 43.32平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 13 号
令和 7 年 5 月 13 日受理
令和 7 年 6 月 11 日提出

現況調査報告書

(※ 9 枚目及び 10 枚目は欠番)

大分地方裁判所

執行官 後 藤 吉 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801 番 54 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 14.94 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801 番 117 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 28.36 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 |
| | 地 番 | 1801 番 118 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 188.07 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 大分市高尾台二丁目 1801 番地 118、1801 番地 117 |
| | 家屋 番号 | 1801 番 118 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 71.96 平方メートル
2 階 43.32 平方メートル |

不動産の表示	『物件目録』のとおり	
住居表示	大分市高尾台2丁目7番12号	
土地	物件1～3	
現況地目	☒ 宅地（物件1～3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	☒ 本件各土地と隣接する各土地との境界は概ね明瞭である。 ☒ 本件各土地の接面道路である地番1801番2，1801番1，1860番9 2及び1860番91の各土地は大分市の市道である。	
建物	物件4	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： 建築時期：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	☒ 売却対象物件（従物）であるヒートポンプ式給湯機，カーポート2個（約13㎡・約15㎡）及びスチール製物置約7㎡あり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年 平成 年 月 日 第 号	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	1 本件建物には家族と共に居住しています。 2 本件土地上のヒートポンプ式給湯機については、代金の支払いが完了しており、私の所有物です。 3 本件土地上のカーポート2個とスチール製物置については、本件建物購入時から備え付けられており、いずれも私が所有する物です。 4 なお、私は近日中に転居する予定です。

(執行官の意見用)

執行官の意見	
1 本件各受命物件の占有関係は、所有者の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。	

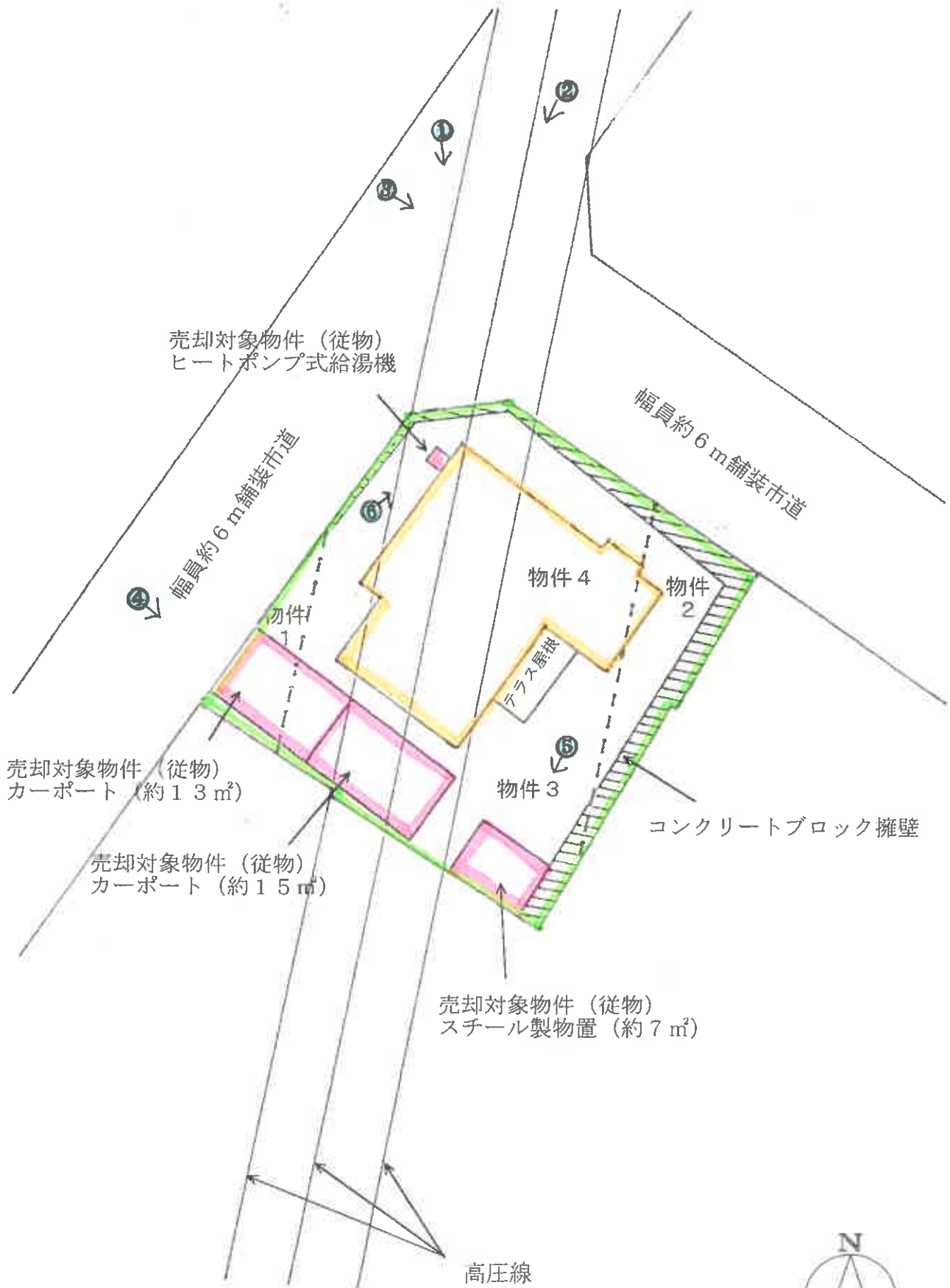
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年5月14日(水) 9:00-9:10	大分地方法務局	公図及び建物図面写取得 隣接地登記事項要約書取得 目的外建物登記調査
令和7年5月14日(水) 9:30-9:40	大分市役所	課税台帳添付建物間取図写取得
令和7年5月14日(水) 10:00-10:10	物件所在地(大分市高尾台2丁目 7番12号)	全戸不在・連絡書投函 物件調査
令和7年5月17日(土) 13:30-13:40	物件所在地(大分市高尾台2丁目 7番12号)	全戸不在・連絡書投函 物件調査
令和7年5月20日(火) 11:40-11:50	物件所在地(大分市高尾台2丁目 7番12号)	全戸不在・連絡書投函 物件調査
令和7年5月31日(土) 10:20-10:30	物件所在地(大分市高尾台2丁目 7番12号)	所有者から占有状況等聴取 物件調査
令和7年6月7日(土) 13:25-13:50	物件所在地(大分市高尾台2丁目 7番12号)	所有者から占有状況等聴取 物件調査・写真撮影
年 月 日 () : : :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

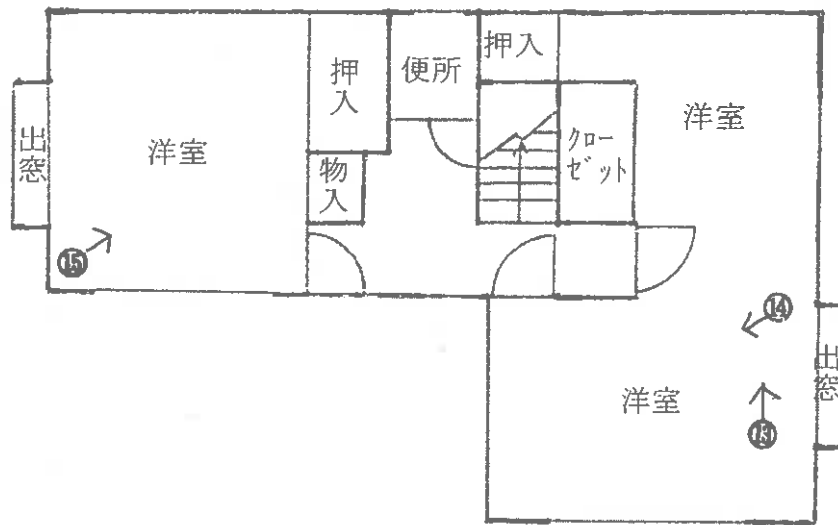
土地建物位置関係図

凡例（写真撮影位置方向：④→）

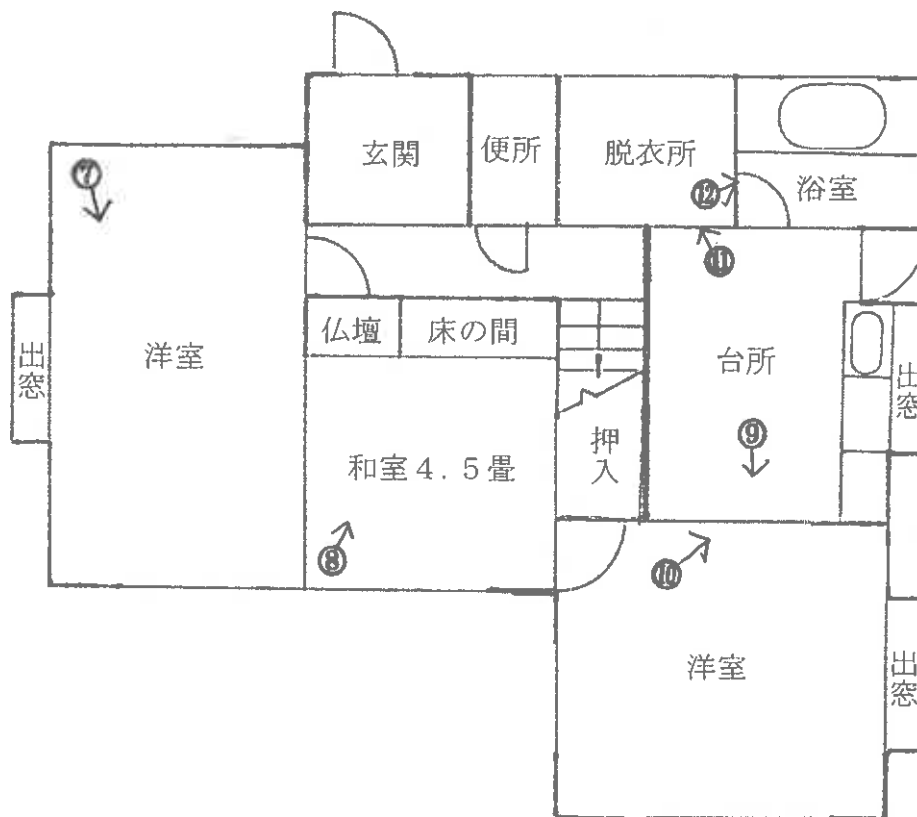


建物間取図

凡例（写真撮影位置方向：○→）



2階



1階

登記年月日：昭和61年5月22日

276335

S61-5,22

地積測量図

前1801-54 (後・新)

地番 1801-54
1801-117, 1801-118

土地の所在 大分市 高尾台2丁目 藤原学長水村工

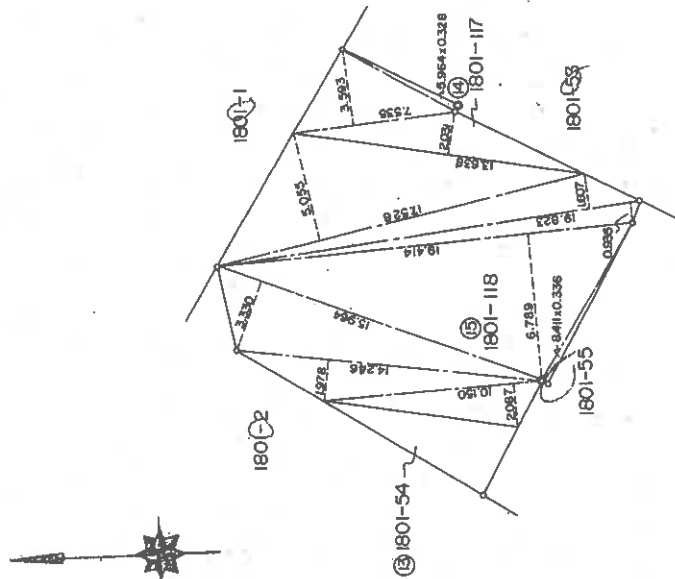
#17ウバ#1801-117
13.638 X 2.031 = 27.698778
7.535 X 3.593 = 27.073255
5.964 X 0.328 = 1.956192

コウガイ
1/2 56.728225
チバ 28.364112
チバ 28.36M²

#17ウバ#1801-118
10.150 X 2.087 = 21.183050
14.246 X 1.978 = 28.178588
15.964 X 3.330 = 53.160120
19.414 X 6.789 = 131.801646
8.411 X 0.336 = 2.826096
19.823 X 0.935 = 18.534505
19.823 X 1.607 = 31.855561
17.528 X 5.055 = 88.604040

コウガイ
1/2 376.143606
チバ 188.071803
チバ 188.07M²

⑮1801-54
231.3818545 - (⑭ + ⑮) = 14.9459395
14.94 M²



○ 全面プレート
○ プラスチック杭

作製者

土地家屋調査士

昭和61年5月19日作製

申請人

代表取締役

縮尺

1/250

(大分県土地家屋調査士会用紙)

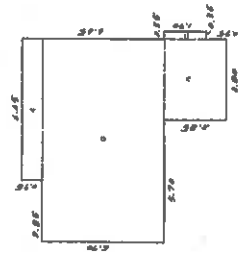
登記年月日：昭和62年3月10日

62.3.10

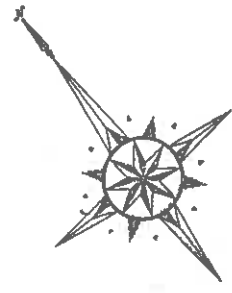
165583 各階平面図

建物図面

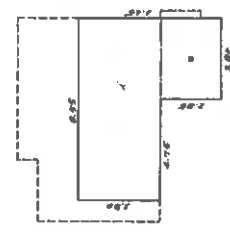
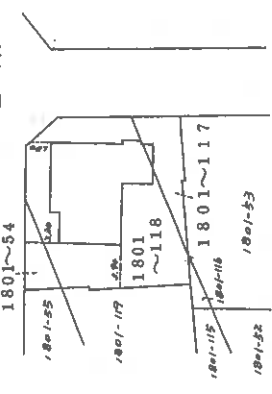
家屋番号	1801~118
建物の所在	大分市大字東原字長分村上1801番地118・1801番地117



一階			
1	4.65	0.35	0.3175
2	2.50	5.70	5.4150
3	2.80	2.85	1.0230
4	0.35	1.90	0.6650
計	床面積		71.96㎡



道路



二階			
1	4.65	0.35	0.3175
2	2.50	5.70	5.4150
3	2.80	2.85	1.0230
4	0.35	1.90	0.6650
計	床面積		43.32㎡

作製者	土地家屋調査士	縮尺	1/250	申請人		縮尺	1/500
(昭和62年3月9日作製)							

(大分県土地家屋調査士会用品)

(写真1) 本件各土地及び建物全景



(写真2) 本件土地の接面道路



(写真3) 本件土地の接面道路



(写真4) 売却対象物件（従物）であるカーポート



(写真5) 売却対象物件(従物)であるスチール製物置



(写真6) 売却対象物件(従物)であるヒートポンプ式給湯機



(写真7) 本件建物内部 (1階)



(写真8) 本件建物内部 (1階)



(写真 9) 本件建物内部 (1 階)



(写真 10) 本件建物内部 (1 階)



(写真 1 1) 本件建物内部 (1 階)



(写真 1 2) 本件建物内部 (1 階)



(写真 1 3) 本件建物内部 (2 階)



(写真 1 4) 本件建物内部 (2 階)



(写真15) 本件建物内部(2階)



令和7年(ケ)第13号
令和7年6月7日 現地調査
令和7年6月19日 評価

大分地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

上 治 昭 人

第1 評価額

一括価格	
金 9,760,000円	
内訳価格	
物件 1	金 350,000円
物件 2	金 660,000円
物件 3	金 4,350,000円
物件 4	金 4,400,000円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～3の土地の内訳価格は物件4の土地利用権価格を控除した価格であり、物件4の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほか、事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。
- 5 目的物件の土壌汚染の可能性について、閉鎖登記簿の閲覧及び過去の住宅地図調査、並びにヒアリング調査等を行った結果、当該不動産が過去において土壌汚染の原因となる施設の用に供された経緯は認められなかったため、土壌汚染の可能性は低いものと推定される。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	大分市高尾台2丁目 1801番54 宅地 14.94㎡	
2	所在地 地積	大分市高尾台2丁目 1801番117 宅地 28.36㎡	
3	所在地 地積	大分市高尾台2丁目 1801番118 宅地 188.07㎡	
4	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	大分市高尾台2丁目1801番地118、 1801番地117 1801番118 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 71.96㎡ 2階 43.32㎡	
番号	特記事項		
3	高圧線下地で地役権が設定されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位置・交通	J R日豊本線「西大分」駅から南方へ道路距離約2.3km (別添位置図参照)	
付近の状況	大分中心市街地の西方郊外に位置する大規模住宅団地の南西部で戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% — 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。 宅地造成等工事規制区域
画地条件(規模、形状等)	間口約13.5m・奥行約15m・規模231.37㎡で、ほぼ長方形の角地である。 なお、北西側に0m～約1m、北側に約1m～約1.5m、北東側に約1.5m～約2m、南東側に約2mの高さのコンクリートブロック擁壁が積まれている。 メジャーによる概測の結果、登記簿数量と概ね一致を確認した。	
接面道路の状況	北西側が幅員約6m舗装市道(建築基準法第42条1項1号に該当)に等高～約1m高く、北東側が幅員約6m舗装市道(建築基準法第42条1項1号に該当)に約1.5m～約2m高く接面する。 なお、北側に約4mのすみ切りがある。	
土地の利用状況等	・建物の配置は土地建物位置関係図のとおり。 ・物件3の上空を南北に高圧線が通過しており、地役権が設定されている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：引込可(オール電化) 下水道：あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件に引込済みである状態をいう。「引込可」とは前面道路等に当該施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで利用できる状態であることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。	

特記事項	・境界については、コンクリートブロック擁壁及び側溝により明確である。 ・〈物件3 地役権の概要〉 原因：昭和61年6月2日設定 目的：1 電線路（支持物を除く）を施設、保持し、その架設保守のため土地に立入ること 2 (1) 電線路に支障となる竹木の植栽、土地のかさ上げ、または掘削しないこと (2) 最下垂時における電線から3.6メートルの範囲内に入る建造物の築造をしないこと (3) 建造物の上部造営材に可燃性の建築材料を用いないこと (4) 火災の際に爆発を生じたり、災害が拡大し易いようなものを建造物内に貯蔵しないこと (5) その他電線路に支障となる一切の行為をしないこと 範囲：全部 要役地：大分郡挾間町大字鬼崎字向原2045番1 ・〈法定地上権成否の判断〉 抵当権設定時に、土地所有者と建物所有者が同一であるため法定地上権は成立。
-------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載）：昭和62年3月6日 経過年数：39年 経済的残存耐用年数：6年
仕 様	構造：木造 屋根：セメント瓦 外壁：サイディングボード 内壁：クロス 天井：クロス 床：フローリング、畳 設備：給排水設備、オール電化設備
床面積（現況）	1階 71.96㎡ 2階 43.32㎡ 延 115.28㎡ メジャーによる概測の結果、登記簿数量と概ね一致を確認した。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：後記附属資料の建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の 状態	築後39年経過しており、経年相応の摩滅・老朽化等の物理的減価が見られるが、平成21年頃に内壁と床を張替え、平成27年頃に1階和室8畳と2階和室4.5畳及び6畳を洋室に改築した。保守管理の状態は良好。
建物の利用 状況	建物所有者が本建物を住居として使用している。
特記事項	・ 本件上空に高圧線が通過しているが、特に体調不良や電波障害はないとのこと ・ 南西側に売却対象物件（従物）カーポート2個、南側に売却対象物件（従物）スチール製物置、北側に売却対象物件（従物）ヒートポンプ式給湯機がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1～3（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	市場性 修 正 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ＝カ (千円未満四捨五入)
1	82,300	0.72	14.94	1.00	1.00	885,000
2	82,300	0.72	28.36	1.00	1.00	1,681,000
3	82,300	0.72	188.07	1.00	1.00	11,144,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 大分－44

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$80,700 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/98 = 82,300 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：地価公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ない

◇地域格差：0.98

交通・接近条件 －2%

イ 個別格差：0.72

画地条件 角地 ＋3%、高圧線下地を含む －30%

$1.03 \times 0.70 = 0.72$

ウ 地積：公簿数量採用

エ 建付減価：ない

オ 市場性修正：ない

② 物件4（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	市場性 修 正 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ (千円未満四捨五入)
4	220,000	115.28	0.10	1.00	2,536,000

ウ 現価率：0.10

経過年数 39 年、経済的残存耐用年数 6 年、残価率 10%とした定率法（現価率 0.14）と観察減価法（－30%）を併用して下記のとおり査定した。

現価率 $= 0.14 \times (1 - 0.30) = 0.10$

エ 市場性修正：ない

なお、売却対象工作物については、単独では市場価値がないものと判断し、0 円と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ=ウ (千円未満四捨五入)
1	885,000	0.35	法定地上権	310,000
2	1,681,000	0.35	法定地上権	588,000
3	11,144,000	0.35	法定地上権	3,900,000
			合 計	4,798,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を土地特記事項の記載のとおり法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ, 1②オ) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ=カ (万円未満四捨五入)
1	885,000	-310,000		1.00	0.60	350,000
2	1,681,000	-588,000		1.00	0.60	660,000
3	11,144,000	-3,900,000		1.00	0.60	4,350,000
4	2,536,000	+4,798,000	1.00	1.00	0.60	4,400,000
一括価格 (合計)						9,760,000

ウ 占有減価修正：ない

エ 市場性修正：ない

オ 競売市場修正：0.60

評価条件記載欄の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ競売市場修正として0.60を乗じた。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (大分ー44)

所 在 : 大分市高崎2丁目 2008番 120

住居表示「高崎2ー18ー16」

価 格 : 80,700円/㎡

位 置 : JR日豊本線「西大分」駅の約1.9kmに位置する

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 208㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 北側幅員6m市道

用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域

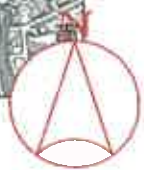
建蔽率50%、容積率100%

地 域 の 概 要 : 中規模の一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 所在位置略図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物図面写
- 6 各階平面図写
- 7 建物間取図
- 8 国土地理院標準地図

以 上



圖量測積地

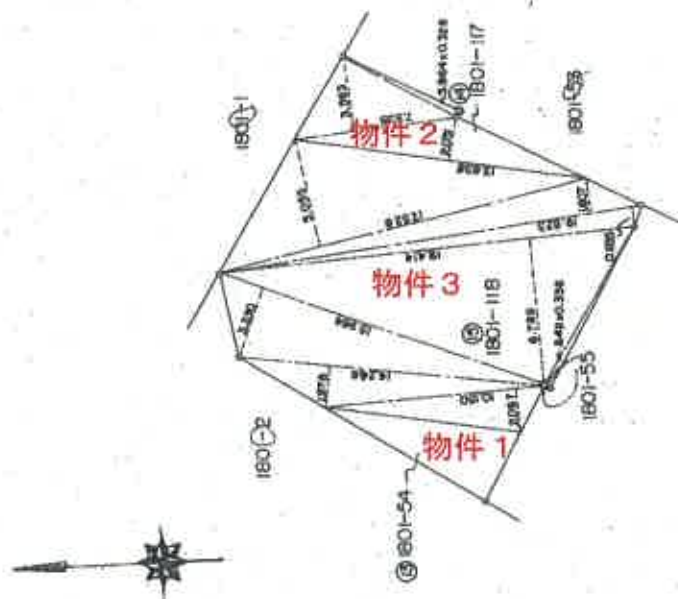
276335

姓 名	堀 香	生 年 月 日	昭和17年11月18日
土 籍 の 所 在	大 分 市	高 屋 給 付 所	大 分 市

高屋敷2丁目 原中長水町上

[illegible]

⑬ 1801-54
231.3418545 - 1(14) + ⑮ = 14.9459395
14.94 76



◆ 金銀プレート
ロブラスチックス社

附件

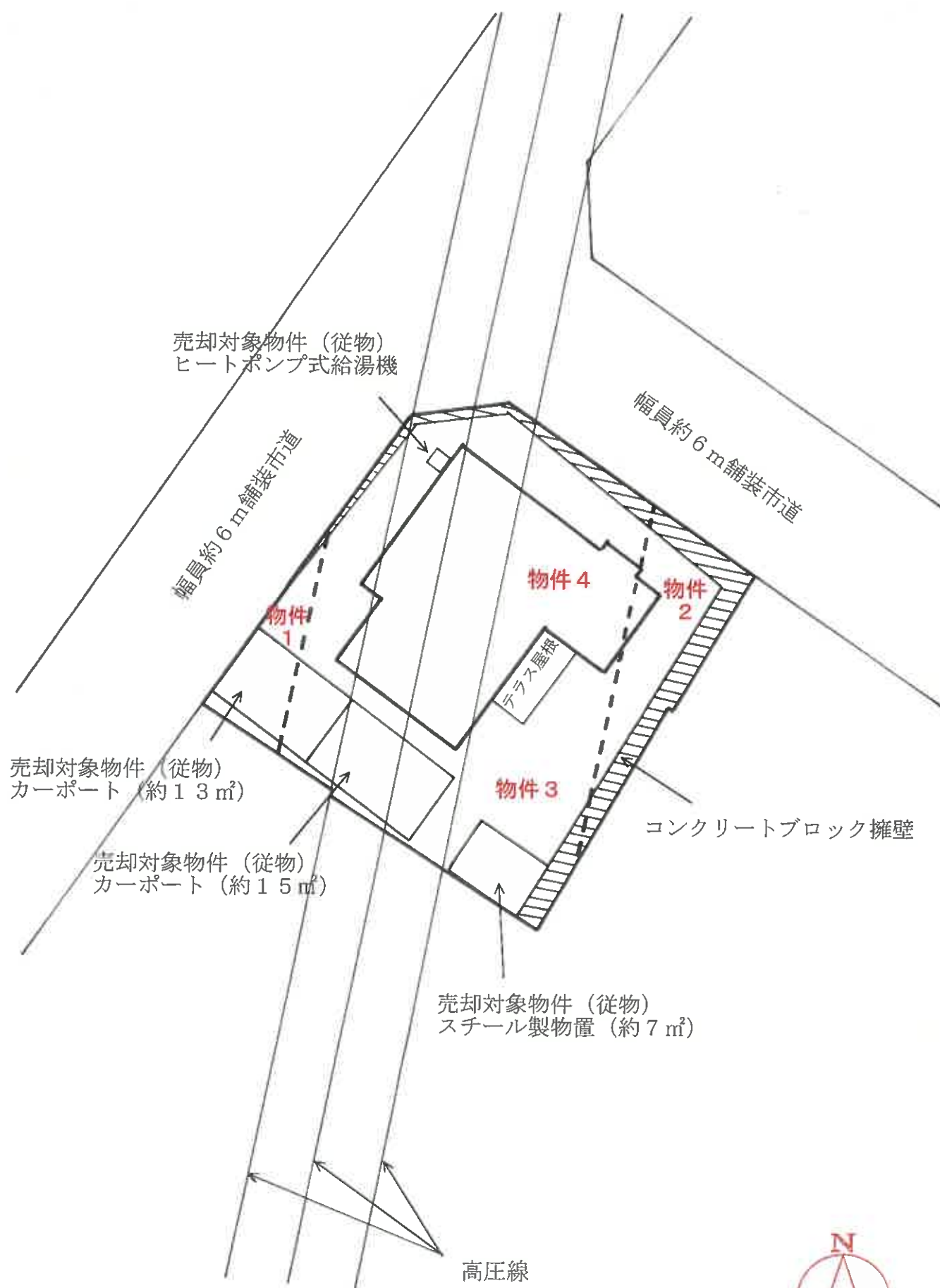
— 100 —

車 道 人

總尺	/	250
----	---	-----

附錄一

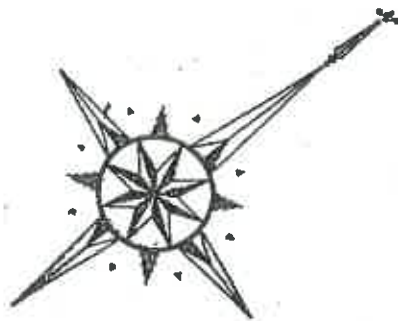
地積測量図写



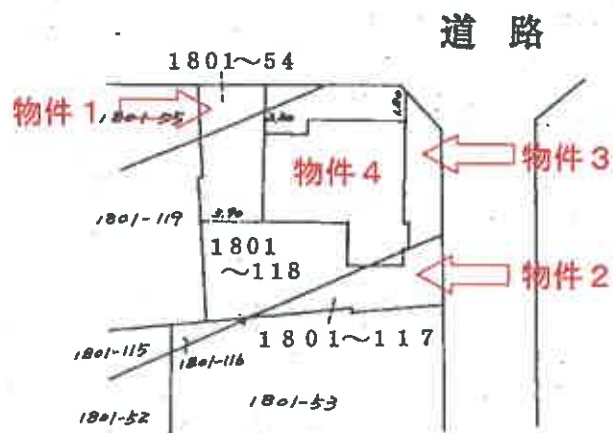
土地建物位置関係図

862.3.10

家屋番号	1801~118	建 物 図 面	
建物の所在	大分市大字東原字長水村上	1801番地118・1801番地117	



7.5
0.0
0.0
5.0
2.5

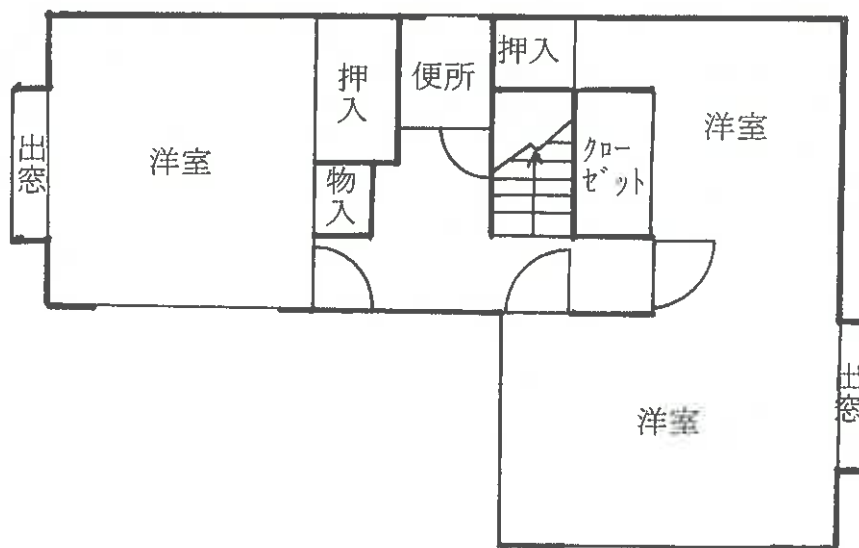


0.0
0.0
0.0

縮尺	1/250	申請人		縮尺	1/500
----	-------	-----	--	----	-------

(大分県土地家屋調査士会用紙)

建物図面写



2 階



1 階

物件 4

